

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

えちぜん鉄道株式会社

目 次

第1章	総則	3
第2章	新型インフルエンザ等対策の実施体制	3
第3章	新型インフルエンザ等対策に関する事項	4
第4章	その他	5
	別紙1. 新型インフルエンザ等対策本部の組織と役割	6

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、えちぜん鉄道株式会社（以下「会社」という。）における新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、これを実施する。

2. この計画の具体的な取扱い等については、えちぜん鉄道株式会社 新型インフルエンザ等流行時における事業継続計画（以下「事業継続計画」平成21年5月18日作成）に定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会社は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、福井県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年12月。以下「福井県行動計画」という。）国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画（平成20年3月25日）および本計画に基づき、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命および健康を保護するとともに、県民生活や県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、福井県その他の関係機関と相互に連携協力し、的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

(計画の運用)

第3条 福井県行動計画における新型インフルエンザ等発生時の被害想定（政府行動計画における被害想定に基づく）は次のとおりであり、本計画においてもこの想定を準用する。

福井県行動計画における被害想定

- (1) 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で8週間続く。罹患者は、1週間から10日間程度欠勤するが、罹患者の多くは治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に社員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、家族の世話・看護のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には社員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(対策本部の設置)

第4条 社長は、福井県新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、速やかに関係役職者を召集し、えちぜん鉄道新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」）の設置を指示するものとする。

(対策本部長)

第5条 対策本部長は、社長とする。

(対策副本部長)

第6条 対策本部副本部長は、取締役のうち上位取締役とする。

(構成)

第7条 対策本部の組織および役割は、別紙1のとおりとする。

(対策本部長等の任務)

第8条 対策本部長、対策本部副本部長および対策本部の構成員（以下「各班長」という。）の任務は次のとおりとする。

- (1) 対策本部長は、対策本部を統括する。
- (2) 対策本部副本部長は、対策本部長を補佐する。
- (3) 対策本部を構成する各班長は、対策本部における決定事項を各所属社員に周知・実施し、その状況を対策本部長に報告する。

(情報収集および共有体制)

第9条 会社は、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報について、国や県、沿線市町および保健機関から情報を入手する体制を整備し、発生時には、その情報を早急に社員に周知する体制を確保する。

(対策本部の解散)

第10条 対策本部長は、福井県の対策本部が廃止された場合は、対策本部を廃止する。

(関係機関との連携)

第11条 会社は、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するうえで、不可欠となる関係各所と発生時における連携等について協議する体制を整える。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(業務内容等)

第12条 会社は、第3条の想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策に関する業務として、新型インフルエンザ等の社員感染状況に応じた列車運行計画を作成し、旅客輸送を実施する。

(社員等運用計画)

第13条 会社は、列車運行計画に基づき、社員等の運用調整を計画し新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施する。

(感染対策の検討および実施)

第14条 会社は、旅客に対して新型インフルエンザ等の症状のある者が乗車しないこと、マスク着用等咳エチケットの徹底、自転車等の活用および不要不急の外出抑制を呼びかけに努めるものとする。

2. 会社は、社員に対して、職場における感染予防対策として、感染予防薬品等の調達・備蓄に努め、症状のある社員の出勤停止措置や手洗いの励行およびマスクの着用等咳エチケットの徹底を指示し実施する。

第4章 その他

(教育および訓練の実施)

第15条 会社は、新型インフルエンザ等感染症に対する正しい知識を習得し、社員等への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策に関する業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国や県および沿線市町が実施する新型インフルエンザ等対策に関する業務についての訓練に参加するように努めるものとする。

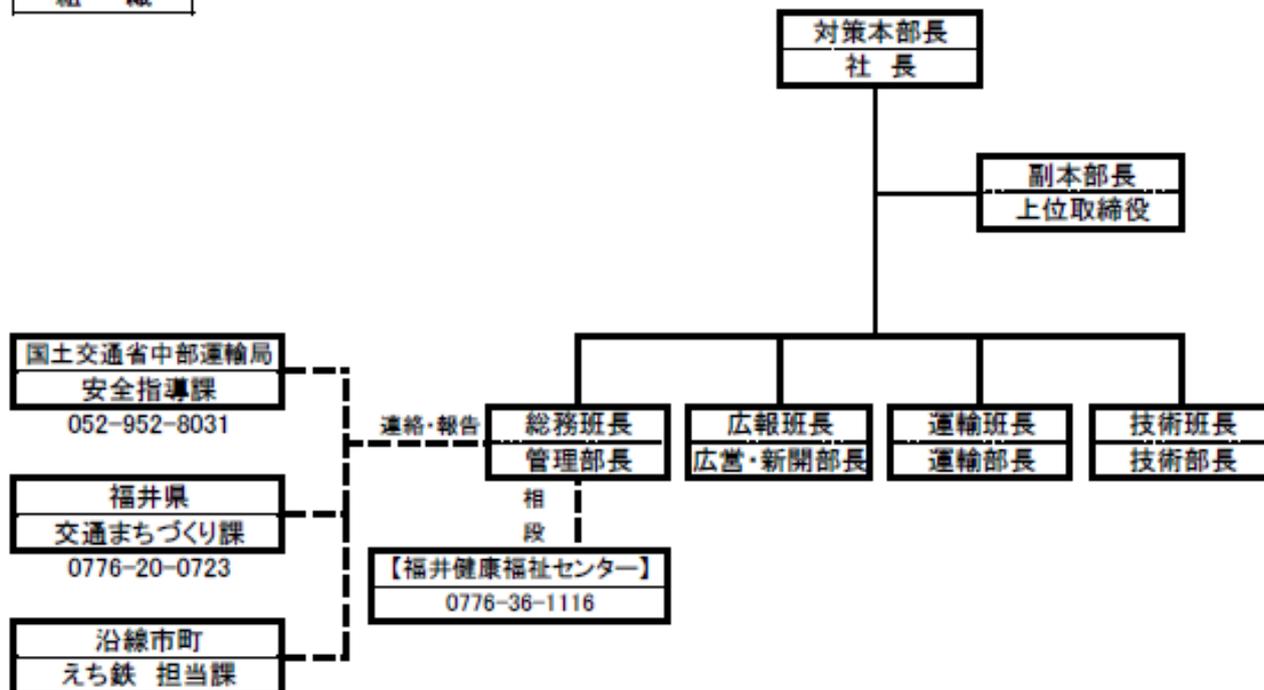
(計画の見直し)

第16条 会社は、適時この計画内容について検討し、修正等が必要と認める場合には修正を加えるものとする。但し、修正等を行った場合は、軽微なものを除き、福井県知事に報告および沿線市町の長に通知するとともに、その要旨の公表を行う。

この計画は、平成26年11月1日から適用する。

新型インフルエンザ等対策本部の組織と役割

組 織



役割分担

役職	担当者	役 割
対策本部長	社長	対策本部総括
副本部長	上位取締役	対策本部の召集 全体計画の取りまとめ
総務班長	管理部長	感染予防薬品、マスク等の調達・備蓄および配布 国土交通省中部運輸局 福井県交通まちづくり課との連絡および報告 全社員への周知と感染予防対策の徹底 社員発熱時の発熱相談センターへの連絡
広報班長	広報営業・新規事業開発部長	広報関係社員への周知と感染予防対策の徹底 沿線市町担当課およびマスコミ対応に関する事項 お客様への咳エチケットの徹底等、感染拡大防止の広報
運輸班長	運輸部長	運輸関係社員への周知と感染予防対策の徹底 第3段階以上において、社員への感染発生時における代替要員の確保 および列車運行計画の策定
技術班長	技術部長	技術関係社員への周知と感染予防対策の徹底 第3段階以上において、社員への感染発生時における車両検査要員および線路保守要員の確保